

# 一般社団法人日本心身医学会研究業績表彰規程

平成 14 年 1 月 25 日制定

## (目的)

- 第 1 条 この規程は、一般社団法人日本心身医学会（以下「本学会」という）定款第 5 条第 4 号の研究業績の表彰について定め、公益活動の向上を図ることを目的とする。
2. 前項の表彰は、原則として、毎年度石川記念賞 1 件及び池見賞 1 件とする。

## (対象)

- 第 2 条 石川記念賞は、授賞年度当初において本学会会員の会誌「心身医学」に発表された原著論文及び症例研究を対象とする。
2. 池見賞は、会員歴 5 年以上の会員の会誌「心身医学」並びに心身医学関連領域の学術雑誌に欧文で発表された論文を対象とする。
  3. 受賞者へは、賞状、楯及び副賞 10 万円を贈る。

## (選考基準)

- 第 3 条 石川記念賞及び池見賞の選考基準は、次の通りとする。
2. 石川記念賞は、独創性、論理性、論文構成、倫理性、臨床への寄与及び国内外の心身医学会並びにその関連学会、社会への貢献度等を総合的に点数評価する。
  3. 池見賞は、独創性、論理性、論文構成、倫理性及び臨床への寄与等を総合的に点数評価する。

## (選考方法)

- 第 4 条 石川記念賞及び池見賞は、次項の選考委員会等で選考し、委員長はその選考経過及び結果を理事長に報告し、理事長はそれを理事会に付議して決定する。
2. 石川記念賞は、本学会和文誌編集委員会、選考を行う。
  3. 池見賞は、次の 7 委員で構成される定款施行細則第 13 条第 2 項の専門委員会たる池見賞選考委員会、選考を行う。
    - (1) 総務委員会、英文誌編集委員会、教育研修委員会、将来計画・広報委員会及び倫理委員会の委員長
    - (2) 英文誌編集委員会及び教育研修委員会から互選された委員 各 1 名
    - (3) 委員長は、総務委員会委員長とする。
  4. 選考委員会等は本賞の選考に降し、委員会が適当と認める学識者の意見を聞くことが出来る。

## (授与式等)

- 第 5 条 授与式は、第 1 回総会時に行う。
2. 受賞者は、授賞講演を行う。

(基金)

第 6 条 この公益事業を円滑に行うために石川記念賞基金及び池見賞基金（以下「基金」という）を設ける。

2. 基金は寄付金等を充てるものとする。

(基金の運用方法)

第 7 条 この基金の運用方法は、運用益のみを充当するものとする。

2. この基金の運用益の充当に当たっては、事前に理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日に改正する。

この規程は、平成 30 年 6 月 7 日に改正する。

この規程は、2020 年 3 月 1 日に改正する。